

公租公課徴収業務顧問契約書 (対面型)

(以下「甲」という。)は、銀座社会保険労務士法人代表社員吉国 智彦(以下「乙」という。)と以下の業務について顧問契約を締結するものとする。

第1条 甲は、公租公課の徴収業務について、対面(甲が出張する場合又は乙が出張する場合)、電話、FAX、メールによって乙から第1号の指導及び助言又は第2号及び第3号の情報提供が受けられるものとする。

- (1) 公租公課徴収業務に関する実務及び法律相談をすること、若しくはその業務遂行の確認、指導助言を受けること。
- (2) 必要に応じて、甲からの申し出による徴収業務に必要とする各種の情報。
- (3) 銀座社会保険労務士法人が提供する徴収奥義の提供。

2 甲が対面による指導及び助言又は情報の提供を受ける場合は、別紙による交通費、日当を支払うものとする。

3 甲は、公租公課の徴収業務に関する研修講師を委託することができ、契約期間内において、毎年1回は無料とする。この場合、1時間を上限とし、これを超える時間分は別途協議による報酬額とする。

4 甲は、乙へ第1項の相談、確認、助言以外にこれらの個別対応、事務手続きを委託することができ、その場合の乙へ報酬は、別途、協議する。

第2条 乙は、徴収奥義を月2回メール又は郵送により無償で提供する。

2 第1項において、郵送を希望するときは、甲は、予め4,800円を乙へ支払うものとする。

第3条 契約日及び契約期間は、平成30年 月 日より起算して1年とし、甲又は乙から申し出がない限り自動更新とする。

第4条 上記業務に係る報酬額は金50,000円(月額・消費税別)とする。

2 乙に対する報酬支払における振込手数料は、甲の負担とする。

3 乙への支払は、前月分について甲における所定の支払日をもってする。

4 対面指導、研修講師等によって乙が出張する場合の交通費及び日当等は、別紙「公租公課徴収業務顧問契約に係る交通費及び日当基準」による。

第5条 この契約について、甲又は乙から契約解除又は契約内容の変更を求めるときは、1か月前に申し出をするものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙が署名又は記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲
住所
名称

印

乙
住所 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
名称 銀座社会保険労務士法人
代表社員 吉国 智彦

印

公租公課徴収業務顧問契約に係る交通費及び日当基準

対面指導、研修講師等によって乙が出張する場合の交通費及び日当等は次による。

項目	距離	金額
旅費交通費	片道 50 km以上では右欄の金額、50 km未満は無料	自動車利用では、1 km当たり 20 円（往復距離分）、ただし、公共交通機関利用では実費
日当	片道 100 km以上の場合に限る	1 日 12,000 円
宿泊費	（宿泊を伴う場合）	実費